中小企業に働く勤労者の方々のための福利厚生制度は、各々の事業所で充実したものにしていくには限度があります。

そのような中で「事業主」「従業員」「沼津市・清水町」の三者が協力することによって、中小企業に働く皆さんの福利厚生の充実を図ろうと平成 9 年 3 月 28 日に発足したのが、沼津市・清水町勤労者共済会です。

加入対象者

沼津市・清水町の中小企業(300人以下)の 事業主と従業員(役員、家族専従者含む)

沼津市・清水町の中小企業に勤務する個人

●レクリエーション事業

共済会が企画したイベントや食事会等のレクリエーション事業 へ割安な参加費でご利用いただけます。

●割引事業

レジャーランド、映画館、美術館、スポーツ施設、ホテル、ショッピング等約 70 ヶ所と提携し、割引料金でご利用いただけます。また低価格で利用できる共通割引利用券(10 枚綴り)を配布します。東京ディズニーリゾート・コーポレートプログラム利用券も利用できます。

この他、県東部地区の他の共済会が約 140 ヶ所、全福センターが契約している全国約 2 万ヶ所、この他、ろうきんマイプラン提携施設、こくみん共済 coopSFサービス提携施設のサービス利用も可能です。

●宿泊補助事業

会員と登録家族、事業所が保養目的で行う旅行の宿泊代金を 年度 1 回補助します。(会員 2,000 円 家族 1,000 円)

●健康維持増進事業

受診時 40 歳以上の会員が健康維持を目的とした人間ドック、脳ドックを受診した場合、10,000 円以内の補助をします。会員がインフルエンザ予防接種を受けた場合、1,000 円以内の補助をします。

●自己啓発事業

共済会主催の各種教室や市民文化センターの自主事業への参加費、NHK通信講座、SBS学苑講座等、共済会が提携する講座の受講料の一部を補助します。

●割引斡旋事業

季節の商品(三島馬鈴薯、クリスマスケーキ、くだもの、飲料等)や各種商品券、チケット等を割引斡旋いたします。

●共済事業

会員やご家族にお祝いごとやお見舞いがあったときに共済 金を給付します。(右図参照)祝金は当共済会の独自の制度で す。 入会金:1人1,000円

会 費:1人1,000円/月

事業主の負担した入会金・会費は 税法上、損金または必要経費としての 処理が可能です。

(2) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1		
	共済事由	給付金額
祝金	会員の結婚	20,000
	会員の子の出生	20,000
	会員の子の小学校入学	10,000
	会員の子の中学校入学	10,000
	会員の成人祝(満20歳)	10,000
	会員の還暦祝(満60歳)	10,000
	会員の銀婚祝(25周年)	20,000
	会員の珊瑚婚祝(35周年)	10,000
	会員の金婚祝(50周年)	10,000
	会員の勤続祝(満10年)	10,000
	会員の勤続祝(満20年)	20,000
	会員の勤続祝(満25年)	20,000
	会員の勤続祝(満30年)	30,000
死亡弔慰金	交通事故	1,000,000
	不慮の事故	600,000
	疾病 71歳未満	400,000
	疾病 71歳以上	200,000
	配偶者	50,000
	子	50,000
	親	20,000
傷病見舞金	休業14日~30日未満	10,000
	休業30日~60日未満(上記に加算)	10,000
	休業60日~90日未満(上記に加算)	10,000
	休業90日~120日未満(上記に加算)	20,000
	休業120日以上(上記に加算)	10,000
住宅災害見舞金	火災等(上限)	500,000
	自然災害(上限)	150,000
	同居家族の死亡	10,000
障害見舞	交通事故(上限)	1,000,000
	不慮の事故(上限)	600,000
	疾病重度(上限) 71歳未満	400,000
金	疾病重度(上限) 71歳以上	200,000